

平成 29 年

平成 29 年 11 月 20 日

12 月 3 日(日)は朝 8:00 より

青葉台自治会

資源ごみ回収致します。

環境・保全部会

## 29 年 6 月～29 年 11 月の資源ゴミ回収実績報告

区分	29 年 6 月 数量	7 月 数量	8 月 数量	9 月 数量	10 月 数量	29 年 11 月 数量
新聞	370 k g	320 k g	650 k g	450 k g	410 k g	590 k g
雑誌	310 k g	140 k g	150 k g	280 k g	260 k g	250 k g
ダンボール	350 k g	170 k g	250 k g	200 k g	280 k g	230 k g
小計	1030 k g	630 k g	1050 k g	930 k g	950 k g	1,070 k g
古布	70 k g	4 k g	40 k g	30 k g	50 k g	160 k g
小計	70 k g	4 k g	40 k g	30 k g	50 k g	160 k g
アルミ缶	50 k g	50 k g	70 k g	60 k g	60 k g	80 k g
スチール缶	5 k g	5 k g	10 k g	10 k g	10 k g	10 k g
小計	55 k g	55 k g	80 k g	70 k g	70 k g	90 k g
1.8L 瓶	9 本	5 本	8 本	12 本	10 本	7 本
ビール瓶	—	—	20 本	1 本	1 本	1 本
小計	9 本	5 本	28	13 本	11 本	8 本
市より	5,500 円	3,170 円	5,450 円	4,800 円	5,000 円	6,150 円
業者より	2,250 円	2,005 円	3,250 円	2,565 円	2,545 円	3,280 円
合計	7,750 円	5,175 円	8,700 円	7,365 円	7,545 円	9,430 円

資源ごみ回収へご協力お願いします。

\*各ゴミステーション、集会所にて回収して  
います。宜しくお願いします。

\* 班長さんよろしくお願いします。

12 月担当は、 3 班 吉岡班長、4 班 濱崎班長です。

班長は午前 7:40 頃までに集会所に集合下さい。

文化交流部会からのお知らせ

## 2017 年末餅つき大会 (第4回)

1年も早いですね!!自治会恒例の年末餅つき大会も  
皆さんのおかげで4回目を迎えました。  
恒例となったおいしい”ぶた汁”もあります。  
楽しい年末イベントに参加をお待ちしています。

12月24日 (日)

青葉台集会所駐車場

午前8時~12時



餅つき・餅まるめ体験しましょう。  
参加無料

## 健康・生活部会からのお知らせ

29年度 今年も同部会と子供たちで  
19時からの講話の後に青葉台管内を回ります。  
寒くなり火の元にはくれぐれもご注意ください。

12月26日 (火)

スタートは、おおよそ19:45分予定  
第20分団ご協力のもと子供たちが  
消防自動車に乗って回ります。



# 会費で対応 回 覧


平成29年11月

市民の皆様へ

長崎県共同募金会諫早市支会  
支会長 宮本明雄  
(公印省略)

## 平成29年度歳末たすけあい運動について（戸別募金協力依頼）

時下、皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本会の活動に対し、ご支援ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年も「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに、12月1日から歳末たすけあい運動が実施されます。

この運動は、支援を必要としている人たちが、安心して年末年始を迎えられるよう、市民皆様のご協力を得て、様々な福祉活動を展開していくものです。

本年も本運動の趣旨にご賛同いただき、皆様の温かいご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

- 募 金 運 動 期 間 平成29年12月1日（金）から平成29年12月25日（月）まで
- 一世帯当たりの目安額 50円
- 募 金 目 標 額 2,922,000円  
内、戸別募金 1,926,000円
- 募 金 使 途 (1) 在宅者への贈呈事業  
歳末たすけあい見舞金贈呈事業、障害者成人祝金贈呈事業  
火災見舞金  
(2) 地域福祉・在宅福祉サービス事業  
ふれあい給食サービス助成、ひとり暮らし高齢者の集い助成、  
年末年始施設行事演出講座、広報活動

#### 【問い合わせ先】

長崎県共同募金会諫早市支会

(諫早市社会福祉協議会内) 【担当：芳田・團野】

住所：諫早市新道町948

TEL：24-5100 FAX：24-5101

# 遺言などの無料相談のご利用を！

諫早公証役場では、市民の皆様のトラブル防止のため、毎日、遺言、相続などの無料法律相談を行っています。また、平日に公証役場に来られない方のために毎月第2土曜日にも無料法律相談を行っています。お気軽にお電話をお願いします。

◎平日・無料相談所                   ＝遺言、相続、離婚養育費などの法律相談＝  
毎日9時から17時まで相談を受け付けます。

◎第2土曜・無料相談所               ＝遺言、相続、離婚養育費などの法律相談＝  
原則として、毎月第2土曜日の10時から16時まで相談を受け付けます。

予約制ですので、事前にお電話をお願いします。

## 公正証書をご存知ですか

安心・安全・確実な公正証書

- 公正証書は、公証人が作成する公文書です。
- 極めて証拠価値が高く、紛争予防のほか、迅速な紛争解決が図られます。

相談無料  
秘密厳守

☆お気軽に☆

■遺言 ■任意後見契約 ■離婚に伴う養育費、慰謝料、財産分与等の支払  
■債務弁済、賃貸借契約、事業用定期借地権設定等 各種契約の作成  
また、定款・私署証書を認証し、確定日付を付与します。

◎公正証書遺言は相続争いなどを防ぎ、相続手続きが簡単になります。

◎任意後見契約公正証書とは、「十分な判断能力があるうちに」将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え自ら選んだ信頼できる代理人(任意後見人)に自分の生活、療養看護や財産に関する「事務」について代理権を与えることができる契約です。

◎離婚に伴う養育費の支払いは「親として当然の義務」です。

公正証書で金銭や親権などの子供や将来の生活についてしっかり考え、約束を取り交わすことをおすすめします。

## 諫早公証役場

諫早市高城町5番10号(諫早商工会館ビル4階)

TEL(FAX)0957-23-4559

